

学校法人福岡学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人福岡学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市早良区田村二丁目15番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 福岡歯科大学 大学院歯学研究科
口腔歯学部口腔歯学科
- (2) 福岡看護大学 大学院看護学研究科
看護学部看護学科
- (3) 福岡医療短期大学 歯科衛生学科
保健福祉学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上17人以内
- (2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1人以内を専務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。専務理事の職を解任するときも、同様とする。

4 理事（理事長を除く。）のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 福岡歯科大学長（以下「歯科大学長」という。）、福岡看護大学長（以下「看護大学長」という。）及び福岡医療短期大学長（以下「短大学長」という。）
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者4人以上5人以内
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者3人以上9人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、歯科大学長、看護大学長、短大学長又は評議員

の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第1号の歯科大学長は、短大学長を兼ねることができる。

なお、この場合は、前条第1項第1号に定める理事の数を1人減ずるものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（歯科大学長、看護大学長、短大学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることがある。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事及び常務理事の職務)

第12条 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が

連名で理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 顧問

(顧問)

第19条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する事項について理事長の諮問に応ずるものとする。なお、顧問は理事会に出席し、必要に応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は3年以内とする。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、24人以上35人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、こ

れを招集しなければならない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各項に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聽かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの（評議員会の意見具申等）

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事長
 - (2) 歯科大学長、看護大学長、短大学長及び福岡歯科大学医科歯科総合病院長
 - (3) この法人の職員のうちから理事会において選任した者4人
 - (4) 学識経験者及びこの法人の設置する学校を卒業したもので年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者15人以上26人以内
- 2 前項第2号及び第3号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第2号の歯科大学長は、短大学長を兼ねることができる。
なお、この場合は、第20条第2項に定める評議員の数を1人減ずるものとする。

(任期)

第25条 評議員（前条第1項第1号及び第2号に掲げる評議員を除く。）の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上

やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、病院収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則6年とし、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準（役員の報酬）

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

（解散）

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。
（残余財産の帰属者）

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3

- 分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、福岡歯科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行規則、細則)

第47条 この寄附行為の施行についての規則、細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

- 2 前項の規定は、総評議員の10分の1以上の異議がある場合は認められない。

(責任限定契約)

第49条 理事（理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金60万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年1月25日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	穂 坂 恒 夫
理 事	剣 木 亨 弘
理 事	田 中 六 助
理 事	遠 城 寺 宗 徳

理	事	大倉	谷	哲	平
理	事	勝	田	九	平
理	事	森	元	俊	元
理	事	灘	吉	虎	雄
理	事	加	治	保	夫
理	事	藤	井	実	治
理	事	七	熊	治	蔵
理	事	大	城	三	夫
監	事	岩	崎	三	春
監	事	十	時	英	郎
監	事	稻	田	稔	二
監	事	松	尾	捷	夫
					三

認可及び施行

認可	昭和47年 7月 27日
設立	昭和47年 8月 3日、同日施行
改正認可	昭和53年11月 25日、同日施行
改正認可	昭和55年11月 28日、同日施行
改正認可	昭和58年 7月 22日、同日施行
改正認可	昭和60年 3月 22日、同日施行
改正認可	平成 8年10月 16日、同日施行
改正認可	平成 8年12月 19日、同日施行
改正認可	平成11年 2月 9日、同日施行
改正認可	平成11年12月 22日、同日施行
改正認可	平成14年 1月 21日、同日施行

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年6月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月31日）から施行する。

附 則

令和2年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年10月23日）から施行する。

新旧比較対照表

新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 福岡歯科大学 大学院歯学研究科 口腔歯学部口腔歯学科 (2) 福岡看護大学 大学院看護学研究科 看護学部看護学科 (3) 福岡医療短期大学 歯科衛生学科 保健福祉学科	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 福岡歯科大学 大学院歯学研究科 口腔歯学部口腔歯学科 (2) 福岡看護大学 (新設) 看護学部看護学科 (3) 福岡医療短期大学 歯科衛生学科 保健福祉学科
<u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和年 月 日）から施行する。</u>	

令和3年度開設看護学研究科の様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類						
年 度 分		令和1年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	合 計
設置 経費	校 地 (うち造成費)	千円	千円	千円	千円	千円
	施 設 基 準 内	- 千円	738 千円	- 千円	- 千円	738 千円
	施 設 基 準 外	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
	設 備 図 書	- 千円	2,737 千円	- 千円	- 千円	2,737 千円
	設 備 教 具 校 具 備 品	- 千円	5,336 千円	- 千円	- 千円	5,336 千円
	小 計	- 千円	8,811 千円	- 千円	- 千円	8,811 千円
新設校の開設年度の経常経費						- 千円
合 計		- 千円	8,811 千円	- 千円	- 千円	8,811 千円

既 設 校 共 用 の 転 校 か ら	施 設 基 準 内	62,265 千円
	施 設 基 準 外	- 千円
	設 備 図 書	12,010 千円
	設 備 教具・校具・備品	602 千円

令和3年度開設看護学研究科の様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
有価証券	8,811千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から購入された有価証券2,881,237千円のうち令和2年4月24日満期償還の第421回九州電力債(額面金額500,000千円)及び令和2年5月25日満期償還の第411回九州電力債(額面金額600,000千円)の一部8,811千円を財源に充当する。 ※なお、別途平成29年度開設の看護学部看護学科に支払残額60,500千円がある。
合計	8,811千円	

財産目録総括表

年 度 科 目	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
一 基本財産	16,358,542千円	19,814,469千円	19,814,469千円
二 運用財産	48,903,823千円	49,146,613千円	49,146,613千円
三 負債額	5,360,581千円	8,959,958千円	8,959,958千円
1 固定負債	4,290,229千円	7,505,384千円	7,505,384千円
2 流動負債	1,070,352千円	1,454,574千円	1,454,574千円
四 基本財産＋運用財産	65,262,365千円	68,961,082千円	68,961,082千円
五 純資産(四－三)	59,901,784千円	60,001,124千円	60,001,124千円

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	67,650,288,612	63,431,177,571	4,219,111,041
有形固定資産	19,840,368,917	16,385,058,922	3,455,309,995
特定資産	44,815,944,030	44,713,991,030	101,953,000
その他の固定資産	2,993,975,665	2,332,127,619	661,848,046
流動資産	1,310,792,923	1,831,187,104	△ 520,394,181
資産の部合計	68,961,081,535	65,262,364,675	3,698,716,860
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	7,505,384,161	4,290,228,757	3,215,155,404
流動負債	1,454,574,055	1,070,352,489	384,221,566
負債の部合計	8,959,958,216	5,360,581,246	3,599,376,970
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	61,211,367,923	60,725,805,216	485,562,707
第1号基本金	27,058,923,893	26,675,314,186	383,609,707
第2号基本金	10,054,298,530	10,054,298,530	0
第3号基本金	23,584,145,500	23,576,192,500	7,953,000
第4号基本金	514,000,000	420,000,000	94,000,000
繰越収支差額	△ 1,210,244,604	△ 824,021,787	△ 386,222,817
純資産の部合計	60,001,123,319	59,901,783,429	99,339,890
負債及び純資産の部合計	68,961,081,535	65,262,364,675	3,698,716,860

様式第7号その1(第11条関係)

事 業 計 画 及 び こ れ に 伴 う 予 算 書

事 業 計 画

○ 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和2年度 (開設前年度)	福岡看護大学 内部改修工事	鉄筋コンクリート 89.42m ² (建設地) 福岡県福岡市早良区田村二丁目1148番1他	令和2年10月着工 同年10月完成予定	福岡看護大学大学院 福岡看護大学 共用
	福岡看護大学大学院 図書購入	図書・雑誌等 515冊	令和3年2月-3月 納入予定	福岡看護大学大学院 福岡看護大学 福岡歯科大学 福岡医療短期大学 共用
	福岡看護大学大学院 設備購入	什器 106点	令和3年2月-3月 納入予定	福岡看護大学大学院 専用
	福岡歯科大学 医科歯科総合 病院建設	鉄筋コンクリート 14,931.58m ² (建設予定地) 福岡県福岡市早良区田村二丁目1144番1他	平成31年1月着工 令和2年8月完成予定	福岡歯科大学専用
	福岡歯科大学 医科歯科総合 病院設備購入	機械・器具等	令和2年8月-9月 納入予定	福岡歯科大学専用
令和3年度 (開設年度)	福岡歯科大学 記念講堂建設	鉄筋コンクリート 4,517.93m ² (建設予定地) 福岡県福岡市早良区田村二丁目1132番2他	令和3年4月着工 令和4年5月完成予定	福岡歯科大学専用 令和3年度支払: 2,383,898千円 令和4年度支払: 732,918千円
令和4年度 (完成年度)	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表
 (収入の部) (単位 千円)

科 目	年 度	
	開 設 年 度	完 成 年 度
	新 設 校 分	新 設 校 分
学生生徒納付金収入	4,500	8,000
手数料収入	350	350
寄付金収入	0	0
補助金収入	0	0
資産売却収入	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0
医療収入	0	0
受取利息・配当金収入	0	0
雑収入	0	0
借入金等収入	0	0
前受金収入	4,500	4,500
その他の収入	0	0
資金収入調整勘定	△ 4,500	△ 4,500
前年度繰越支払資金		
収入の部合計	4,850	8,350

(支出の部) (単位 千円)

科 目	年 度	
	開 設 年 度	完 成 年 度
	新 設 校 分	新 設 校 分
人件費支出	2,700	3,900
教育研究経費支出	3,600	7,200
管理経費支出	500	500
借入金等利息支出	0	0
借入金等返済支出	0	0
施設関係支出	0	0
設備関係支出	0	0
資産運用支出	0	0
その他の支出	0	0
[予備費]	0	0
資金支出調整勘定	0	0
翌年度繰越支払資金		
支出の部合計	6,800	11,600

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目	年 度	
	開設年度	完成年度
教育活動収支	学生生徒等納付金	4,500
	手数料	350
	寄付金	0
	経常費等補助金	0
	付随事業収入	0
	医療収入	0
	雑収入	0
	教育活動収入 計	4,850
	人件費	2,700
	教育研究経費	3,600
教育活動外収支	管理経費	500
	徴収不能額等	0
	教育活動支出 計	6,800
	教育活動収支差額	△ 1,950
	受取利息・配当金	0
	その他の教育活動外収入	0
教育活動外支出	教育活動外収入 計	0
	借入金等利息	0
	その他の教育活動外支出	0
	教育活動外支出 計	0
	教育活動外収支差額	0
	経常収支差額	△ 1,950
特別収支	資産売却差額	0
	その他の特別収入	0
	特別収入 計	0
	資産処分差額	0
	その他の特別支出	0
	特別支出 計	0
特別収支差額		0
〔 予備費 〕		0
基本金組入前当年度収支差額		△ 1,950
基本金組入額合計		0
当年度収支差額		△ 1,950
前年度繰越収支差額		△ 3,250
基本金取崩額		0
翌年度繰越収支差額		0

(参考)

事業活動収入 計	4,850	8,350
事業活動支出 計	6,800	11,600